

令和7年 駒ヶ根市教育委員会 第15回定例会 次第

令和7年11月25日(火) 午後2時
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 P1
- 3 事業報告及び事業計画 P3
・定例教育委員会 12月23日(火) 午後2時 保健センター2階 大会議室
- 4 審議案件
議案第1号 駒ヶ根市一般会計補正予算について P5
議案第2号 こども誰でも通園制度の実施に向けた「駒ヶ根市乳児等通園支援
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について P8
- 5 協議事項
- 6 報告事項
(1) 駒ヶ根市公立学校教職員組合の要望書について 別紙
(2) 行事共催等承認申請の専決処分について P18
- 7 その他
- 8 閉 会

令和7年 第15回 駒ヶ根市定例教育委員会

「立冬」を過ぎ、朝晩の冷え込みから里山周辺の木々の紅葉も見頃を迎えています。

歌「夢の世界を」では、「微笑み交わして語り合い、落ち葉を踏んで歩いたね。並木の銀杏を鮮やかに・・・」と続いています。学校では朝早くから落ち葉はきをしていただいている先生方や、落ち葉を踏み登校してくる児童・生徒、なんとも良い季節です。

また、童謡の「もみじ」1番では、「濃いもうすいも数あるなかに・・・山の麓のすそもよう」、2番では「波に揺られて離れて寄って、赤や黄色の色様々に、水の上にも織る錦」と歌われています。「濃いもうすいも」「赤や黄色の・・・」たくさんの色を醸し出して、それぞれが主張し、しかし全体としては美しい集団にまとまっているということでしょう。

インフルエンザ（感染症）関係では、市内小学校は勿論、上伊那郡内小中学校でも緊張感が高まっているところです。感染拡大防止対策の基本的なもの（換気・手洗いうがい・マスク・手指消毒 等）については、徹底すべきは徹底した上で、児童生徒の状況に応じた指導をお願いするところです。

人権教育

過日の新聞で「全国中学生人権コンテスト長野大会」入選作品が掲載されました。赤穂中学校では「人権教育の日」として、東中学校は「人権教育月間」として、11月のこの時期に「人権教育」が計画されています。もちろん小学校でも大切にしている人権教育です。以下、私が過去の研修会で学んだ内容を基に、人権教育で大切にしていることを紹介します。

子どもの人権を無視した親（大人）による虐待やDV、子ども同士のいじめ、数年前には関西地方で教員間のいじめ問題まで取り上げられている昨今。このような状況下で学校が担う「人権教育」は、子どもたちの生涯にわたる人権感覚を「磨き」「育てる」という非常に重要な教育である。

子どもたちの人権感覚は、当然のこととして乳幼児期からの生活の中で育まれてきている。その意味からも子どもたちに関わる大人（親、保育士、教職員、地域の皆さん等）の人権感覚（感性）が最も重要である。知らず知らずのうちに大人の人権感覚が子どもに影響している。子どもにかかわる大人が同じような「感覚」と「感性」であることは大変重要で、その育成に努めなければならない。

また、教職員の指導は場合によっては相手を傷つけたり、差別を生んだりするきっかけになる可能性を含んでいる。先生方自身が子どもの将来を歪める加害者とならないためにも人権感覚を磨き続けることが大変重要である。我々の何気ない言葉の中に、気になる言葉遣いはないか。何度も同じ注意を受けている生徒はいないか。その子の特性（内面）を見ているか。一人では気づけないことが多いのでチームでの支援が重要となる。

更に、子ども自身の人権に関わる力＝「人権力」を育むことである。人権力とは何か？玉置哲淳先生（大阪総合保育大学教授）は「人権力を育てるとことは、『人権感覚』を育てると共に、『人権を守るために行動できる力』を育むことである。」と示し、その上で具体的な人権力として「尊敬」「公平」「反偏見」の3点を挙げている。

「尊敬」（人間を尊敬する力）・・・自分が好き、仲間が好きという気持ちや、自分や仲間の尊厳を守るために行動できる力を育てる。→「自己への尊敬」「他者への尊敬」「生命への尊敬」「言う力と聴く力を持つ」こと。

「公平」（公平性の獲得）・・・公平な状態に気づき、順番ですることや、みんなが納得するような役割分担ができる。そしてその理論が使えること。

「反偏見」（偏見をなくす力）・・・偏見は「おかしい」「いやだ」と感じ、偏見をなくそうと自ら行動することが「反偏見力」。人が持つ様々な違いを正しく知ることや、様々な文化の良さに出会うことが重要。

また、これも以前の研修で学んだ「人権教育的な見方・考え方」ですが、「信じる」「人を、児童・生徒を信じる」「自分を信じる」といった内容を一部紹介します。何かの機会に子どもたちにもお話しできたらと思っています。

「信じる」とはどういうことですか？（芦田愛菜さんへのインタビューから）

「その人のことを信じようと思います。」っていう言葉結構使うと思うんですけど、それがどういう意味なんだろうって考えたときに、「その人自身を信じているのではなくて、自分が理想とするその人の人物像みたいなものに期待してしまっていることなのかな」と感じて、だからこそ人は「裏切られた」とか「期待していたのに」とか言うけれど、別にそれはその人が裏切ったとかいうわけではなくて、「その人の見えなかった部分が見えただけ」であって、その見

えなかった部分が見えたときに、「それもその人なんだと受け止められる揺るがない自分がある」というのが「信じられること」なのかなって思ったんですけど。

でも、その揺るがない自分の軸を持つのは凄く難しいじゃないですか。だからこそ人は「信じる」って口に出して、不安な自分があるからこそ成功した自分だったりとか、理想の人物像だったりにすがりたいんじゃないかと思いました。

「信じる」 谷川 俊太郎

笑うときには大口あけて おこるときには本気でこころ 自分にうそがつけない私

そんな私を私は信じる 信じることに理由はいらぬ

地雷をふんで足をなくした 子どもの写真目をそらさずに 黙って涙を流したあなた

そんなあなたを私は信じる 信じることでよみがえるいのち

葉末の露がきらめく朝に 何をみつめる小鹿のひとみ すべてのものが日々新しい

そんな世界を私は信じる 信じることは生きるみなもと

信用するのではなく、信頼するのだ。信頼とは裏付けも担保もなく相手を信じること。裏切られる可能性があっても相手を信じるのである。(アルフレッド・アドラー)

*教育の仕事は「信じること」である。信じることは「裏切られる」ことも織り込み済みのことである。子どもたちを信じる。これ以外に教育の場で行うことがあるのだろうか。(武田育夫 県教育長)

*成果を急ぐな。裏切られてもなお信じて待て。教育は根くらべである。(毛涯章平先生 教師十戒)

あらゆる場面において「人権力」を働かせ、相手意識にたった判断や行動ができるよう、学校生活のすべての場面で主体的に考え、判断する力の指導・支援を期待しているところです。

報告事項

【学校作業療法室】 飛騨市立 神岡小学校視察 (赤羽次長、水野課長、塩澤係長、齊藤)

私(齊藤)の視察主眼・・・学校作業療法士の実践・実際の支援の状況の視察を通して、駒ヶ根市の子どもたちの学び(個別最適な学びと協働的な学び)がどのように膨らんでいくかイメージできる。

(1) 集団ワーク (グループエンカウンター)

- ・協働的な学び、対話的な学びでは、人間関係の構築、学習集団・学級集団・学年集団作りが大きなポイント。学校OTの支援により、子どもたちの安心感が向上している様子がよく出ていた。
- ・個性、特性・・・相手意識も大切に「その子に合った」「その子なりの」「その子の願いに沿った」に向かう集団ワーク(意図ある仕掛け)・・・自己肯定感はもちろん大切だが、自己有用感の高まりが印象的。
- ・大人(保護者・家族・教員)を巻き込む・・・学びの深化・発展が大いに期待できる。

(2) 学校(教員)との連携・・・教員の負担感「0」、教員からの相談(困りごと)に対応。

(3) 特別支援教育的な発想・・・「できない」→「〇〇すればできる」・・・「可能性の芽」の追究現場を「見る」「看る」「観る」「診る」「視る」。

(4) 多様性を認めるといふこと → 子どもたちも迷っている → 「その子に合った、その子なりの目標」を明確にする頃が大切。

(5) 家庭からの相談が多い。先生だけではなく或いは先生ではなく、学校OTが対応するケースもある。

*子どもが変われば大人(保護者・家庭・教員)が変わる ⇔ 大人が変われば子どもも変わる
ターゲット・1番ピンを何にするか。

学校、教員、保護者との連携により、学校OTの作業療法に期待が膨らむ。

曜日	時刻	事業内容	摘要
1 土		すずらん文化祭[赤穂公民館]中沢公民館文化祭[中沢公民館]～2	
2 日			
3 月		県中学駅伝	
4 火	9:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
	17:45	給食財団理事長退任・就任式[保健センター乳幼児指導室]	教育長、子ども課長
5 水	16:00	市内公民館連絡協議会[東伊那公民館]	社会教育課
6 木	18:30	青少年育成委員会研修会[南庁舎大会議室]	社会教育課
	12:50	信濃教育会学びの創造研究会[赤穂小]	教育長
7 金	9:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
	13:30	駒展オープニングセレモニー[博物館]	教育長、社会教育課
	19:00	県縦断駅伝上伊那チーム結団式[伊那市役所]	教育長
8 土			
9 日			
10 月	9:30	市内校長会[赤中]	教育長、次長、両課長
	15:30	特別支援コーディネーター連絡会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
11 火			
12 水	9:00	県青少年育成委員会会長・育成センター所長研修会[松本市]	社会教育課長
		県市町村行育委員会代議員会[長野市]	教育長職務代理
13 木	10:30	飛騨市学校OT視察[飛騨市神岡小]	教育長、次長、子ども課
	15:00	文化会館自主事業意見交換会[文化センター]	社会教育課
14 金	13:00	上伊那社会教育関係者懇談会[伊那公民館]	教育長、教育委員、社会教育課
	16:00	日本体育大学連携自治体フォーラム[東京]	次長、社会教育課
15 土			
16 日		青空すくすく広場[すずらん公園]	子ども課
	8:30	市職員採用試験二次[市長応接]	教育長
		県縦断駅伝[駒ヶ根中継所]	社会教育課
	13:30	ジュニア駒展表彰式[文化センター]	教育長、社会教育課
17 月	9:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
	13:30	就園就学支援委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
18 火	13:30	北信越国スポ長野県実行委員会[長野市]	社会教育課長
	17:30	教職員組合要求書提出[保健センター乳児指導室]	教育長、次長、子ども課
19 水	14:00	学校通学路安全推進会議[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
20 木	10:00	文化財審議会[中沢公民館]	教育長、次長、社会教育課
	15:30	文化財団理事会[文化センター]	次長、社会教育課
	18:30	スポーツ少年団本部員会[保健センター大会議室]	社会教育課
21 金	10:50	郡教頭会[南小]	教育長
	18:30	信州駒ヶ根ハーフマラソン実行委員会[南庁舎大会議室]	市長、次長、社会教育課
22 土			
23 日	13:00	ロッチ中岡さんとホッケーをしよう！[ふるさとの丘ドーム]	社会教育課
24 月			
25 火	14:00	定例教育委員会[本庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
26 水	10:00	部課長会[市役所大会議室]	教育長、次長、両課長
27 木	9:00	議会全員協議会(予定)	教育長、次長
28 金	10:00	12月議会開会(予定)[議場]	教育長、次長
29 土			
30 日			

	曜日	時刻	事業内容	概要
1	月	13:30	市内公民館連絡協議会[赤穂公民館]	社会教育課
2	火	PM	上伊那市町村教委教育長部会[伊那合庁]	教育長
3	水	9:30	市内校長会[東中学校]	教育長、次長、両課長
		14:30	文化財団臨時評議員会・臨時理事会[アルパ]	教育長、次長、社会教育課
4	木		一般質問検討	
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	10:00	文化財団館長会[文化センター]	社会教育課
10	水			
11	木	10:00	議会一般質問[議場]	教育長、次長
12	金	10:00	議会一般質問[議場]	教育長、次長
		18:00	食物アレルギー講演会[本庁大会議室]	教育長、次長、子ども課
13	土			
14	日			
15	月	18:15	部活動地域展開協議会役員会	
16	火	9:00	常任委員会	次長、両課
17	水	9:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
18	木			
19	金	10:00	12月議会定例会最終日[議場]	教育長、次長
20	土			
21	日		駒ヶ根子ども音楽祭[赤穂公民館]	社会教育課
22	月	18:15	部活動地域展開協議会	教育長、次長、社会教育課、子ども課
23	火	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
24	水			
25	木			
26	金	9:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
27	土		年末年始休業(1月4日まで)	
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			

令和7年度 一般会計補正予算(第9号)の概要

【一般会計補正予算(第9号)予算規模】 708,432千円 (18,150,605千円 ⇒ 18,859,037千円)

令和7年度 一般会計補正予算(第9号)

【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容	補正額																			
3	総務 地域 保健 子ども		寄附金の整理	補正額 2,459																			
			<p>いただいたご寄附を寄附者の意向に添った事業の実施、または、ふるさとづくり基金へ積み立て、今後の事業へ活用します。</p> <p>【R7事業へ充当】 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <th>寄附者</th> <th>実施事業(幼児教育振興のための備品購入)</th> <th>寄附額</th> </tr> <tr> <td>帝国通信工業(株)</td> <td>・ワイヤレスアンペアセット2台 ・未満児用お散歩カー</td> <td>800</td> </tr> </table> <p>【ふるさとづくり基金へ積立】 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <th>寄附者</th> <th>寄附目的</th> <th>寄附額</th> </tr> <tr> <td>国際ソロプチミスト伊那</td> <td>女性と子どもの生活環境向上の支援</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>市内企業</td> <td>結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業への活用</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険松本支社</td> <td>地域の健康増進と未来世代の健全育成</td> <td>859</td> </tr> </table>	寄附者	実施事業(幼児教育振興のための備品購入)	寄附額	帝国通信工業(株)	・ワイヤレスアンペアセット2台 ・未満児用お散歩カー	800	寄附者	寄附目的	寄附額	国際ソロプチミスト伊那	女性と子どもの生活環境向上の支援	500	市内企業	結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業への活用	300	明治安田生命保険松本支社	地域の健康増進と未来世代の健全育成	859	特定 財源	寄附金 2,459
			寄附者	実施事業(幼児教育振興のための備品購入)	寄附額																		
			帝国通信工業(株)	・ワイヤレスアンペアセット2台 ・未満児用お散歩カー	800																		
			寄附者	寄附目的	寄附額																		
			国際ソロプチミスト伊那	女性と子どもの生活環境向上の支援	500																		
市内企業	結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業への活用	300																					
明治安田生命保険松本支社	地域の健康増進と未来世代の健全育成	859																					
一般財源	0																						
総務費寄附金 民生費寄附金 衛生費寄附金																							
11	子ども	新規	東伊那保育園のプール改修 【繰越明許】	補正額 8,100																			
			<p>老朽化が進んでいる東伊那保育園のプールを改修します。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>補正額</th> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>8,100</td> </tr> </table>	項目	補正額	工事請負費	8,100	特定 財源	市債 7,200														
			項目	補正額																			
工事請負費	8,100																						
一般財源	900																						
		子ども・子育て支援事業債																					
12	子ども	追加	子宮頸がん予防接種委託料の追加	補正額 1,185																			
			<p>ワクチンの接種状況を踏まえ、不足見込分を予算計上します。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <th>ワクチンの種類</th> <th>補正前見込回数</th> <th>増加見込回数</th> <th>補正額</th> </tr> <tr> <td>子宮頸がんワクチン</td> <td>461回</td> <td>40回</td> <td>1,185</td> </tr> </table>	ワクチンの種類	補正前見込回数	増加見込回数	補正額	子宮頸がんワクチン	461回	40回	1,185	特定 財源											
			ワクチンの種類	補正前見込回数	増加見込回数	補正額																	
子宮頸がんワクチン	461回	40回	1,185																				
一般財源	1,185																						
20	子ども	新規	下林教職員住宅の解体 【繰越明許】	補正額 13,500																			
			<p>老朽化が著しい下林教職員住宅を解体します。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>補正額</th> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>10,500</td> </tr> </table>	項目	補正額	委託料	3,000	工事請負費	10,500	特定 財源													
			項目	補正額																			
委託料	3,000																						
工事請負費	10,500																						
一般財源	13,500																						
21	子ども	追加	私立幼稚園運営費の追加	補正額 4,517																			
			<p>私立幼稚園の運営に対する施設型給付費等について、公定価格の改定に伴う不足見込み分を計上します。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>50,513</td> <td>4,517</td> <td>55,030</td> </tr> </table>	項目	補正前	補正額	補正後	負担金	50,513	4,517	55,030	特定 財源	国支出金 2,259										
			項目	補正前	補正額	補正後																	
			負担金	50,513	4,517	55,030																	
県支出金 1,129																							
一般財源 1,129																							
		子どものための教育・保育給付費国庫負担金(負担率1/2)																					
		子どものための教育・保育給付費県負担金(負担率1/4)																					

No.	課名	区分	内容	補正額																	
22	社会 教育	拡充	十二天の森整備事業の拡充 県補助金の内示を受け、森の樹木の伐採、及び前年度の伐採木等のチップ化等を進めるための予算を計上します。 (単位:千円)	補正額	1,778																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>樹木伐採、伐採木等のチップ化等</td> <td>1,778</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	補正額	委託料	樹木伐採、伐採木等のチップ化等	1,778	特定財源 県支出金 1,600											
			区分	内容	補正額																
委託料	樹木伐採、伐採木等のチップ化等	1,778																			
一般財源	178	県学びと育ちの森づくり推進事業補助金(9/10)																			
23	子ども	追加	学校給食物価高騰対策事業費の追加 学校給食で利用する食材等の価格高騰を受け、値上がり分の賄材料費を追加計上します。 (単位:千円)	補正額	4,650																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助内容</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校 @40円/食 → @60円/食</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校 @50円/食 → @70円/食</td> <td>22,564</td> <td>3,503</td> <td>26,067</td> </tr> <tr> <td>R7年度産米価格高騰分</td> <td>0</td> <td>1,147</td> <td>1,147</td> </tr> </tbody> </table>	補助内容	補正前	補正額	補正後	小学校 @40円/食 → @60円/食				中学校 @50円/食 → @70円/食	22,564	3,503	26,067	R7年度産米価格高騰分	0	1,147	1,147	特定財源	
			補助内容	補正前	補正額	補正後															
小学校 @40円/食 → @60円/食																					
中学校 @50円/食 → @70円/食	22,564	3,503	26,067																		
R7年度産米価格高騰分	0	1,147	1,147																		
一般財源	4,650																				
24	子ども		赤穂学校給食センター プレハブ冷蔵庫の修繕 不具合が発生しているプレハブ冷蔵庫の冷蔵ユニットを更新します。 (単位:千円)	補正額	1,811																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品購入費</td> <td>1,811</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正額	備品購入費	1,811	特定財源													
			項目	補正額																	
備品購入費	1,811																				
一般財源	1,811																				
				歳出補正総額	38,000																
				特定財源	14,647																
				一般財源	23,353																

【歳入】

(単位 千円)

款	内容				補正額計	
	歳入項目	(補正前)	(補正後)	補正額		
地方交付税	普通交付税	3,387,000	3,473,258	86,258	86,258	
国庫支出金	デジタル基盤改革支援補助金	232,112	234,543	2,431	2,431	
	障害児者補装具給付負担金	2,500	4,000	1,500	1,500	
	子どものための教育・保育給付費国庫負担金	24,130	26,389	2,259	2,259	
県支出金	障害児者補装具給付県負担金	1,250	2,000	750	750	
	子どものための教育・保育給付費県負担金	12,065	13,194	1,129	1,129	
	信州農業生産力強化対策事業補助金	3,295	6,141	2,846	2,846	
	学びと育ちの森づくり推進事業補助金	0	1,600	1,600	1,600	
寄附金	ふるさと寄附金	810,000	1,410,000	600,000	600,000	
	総務費寄附金	0	500	500	500	
	民生費寄附金	0	1,100	1,100	1,100	
	衛生費寄附金	0	859	859	859	
市債	子ども・子育て支援事業債	0	7,200	7,200	7,200	
					歳入補正総額	708,432
					特定財源	622,174
					一般財源	86,258

【繰越明許費】 一般会計

(単位 千円)

款	項	事業名	繰越額
民生費	児童福祉費	東伊那保育園プール改修事業	8,100
農林水産業費	農業費	農業用排水施設整備事業	880
教育費	教育総務費	下林教職員住宅解体事業	13,500

【債務負担行為】 一般会計

(単位 千円)

事項	期間	限度額
馬住ヶ原運動場整備事業	令和7年度から令和8年度まで	591,000

1. 事業概要

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設されました。
- この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」を規定するとともに、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定され、全国の自治体において令和8年4月1日より本格実施します。

2. 実施方法

(1) 実施主体

- 本制度は、公立施設および市町村が認可した民間施設の両方で実施することが可能です。

(2) 実施場所

- 公立施設では、経塚保育園に隣接する子育て支援センターで実施します。
- 子育て支援センターでは一時預かり事業を実施しており、一体的に運営することは、新たな制度のために保育所の体制に大きな変更を加えることなく、現在ある施設や職員を有効活用して子どもたちの受け入れを進めることができます。
- 利用者にとっても、「こども誰でも通園制度」と一時預かりを柔軟に組み合わせることで、ご家庭の状況に応じた多様な預け先の選択肢が確保されるという利点があります。

(3) 利用対象者

- 0歳6ヶ月～満3歳未満の未就園児が対象となります。

(4) 開設日・利用時間

- 開設日は月曜日～土曜日とし、日曜祝日は閉館します。
- 利用時間は8：30～17：00とし、こども一人当たり月10時間を上限とします。

(5) 利用料金

- 利用料金は1時間あたり300円とします。

(6) 予約・受付方法

- 国が構築した「こども誰でも通園制度総合支援システム」による事前予約・利用受付とします。

(7) その他

- 親子通園については、原則可としますが、国が手引きなどで示すように、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意する必要があります。

(参考) 一時預かりとの比較

項目	こども誰でも通園制度	一時預かり
1. 利用対象者	0歳6ヶ月～満3歳未満の未就園児	0歳8ヶ月～3歳児までの未就園児
2. 開設日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日
3. 利用時間	8：30～17：00 土曜日は8：30～正午	8：30～17：00 土曜日は8：30～正午
4. 利用料金	300円/時間	300円/時間 ※R8.4.1より現行の400円/時間を300円/時間に改定する予定
5. 利用可能枠	10時間/月	13日/月

駒ヶ根市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について**1. 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について**

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設されました。

この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」を規定するとともに、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定され、全国の自治体において令和 8 年 4 月 1 日より本格実施します。

2. 条例の必要性

本事業の実施にあたり、児童福祉法において、事業の設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めなければならないとされました。

このため、本市においても、国の示す基準に基づき、適切な事業実施環境を確保するため、本条例を制定するものです。

3. 条例の概要

本条例は、内閣府令で定める基準として「乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、事業の質の担保に必要な事項を定めます。

（主な基準項目）

- 職員配置：利用する乳幼児の人数に応じた保育士等の配置
- 設備基準：保育室等の必要な面積、調理室、便所、安全確保のための設備
- 運営基準：衛生管理、安全管理、利用者への情報提供、秘密保持 など

4. 条例制定後のスケジュール（予定）

本条例の制定後、以下のスケジュール（予定）により、事業開始に向けた準備を進めます。

令和 8 年 1 月 「認可に関する規則」の制定

- 事業所の認可等、執行に関する詳細な事務手続きを定めます。

「事業実施要綱」の制定

- 事業の具体的な運用方法（利用日数、利用時間、利用料金）を定めます。

令和 8 年 3 月 利用希望者への周知・利用登録開始

令和 8 年 4 月 事業開始

駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人

の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないもの)の他の利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少

ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対

象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1つの一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(平成26年厚生労働省令第61号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。
この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、
複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ
の他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想
定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁
氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

R7-11 定例教育委員会報告

行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	申請番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	備考
後援	7-116	2025上伊那野球・ソフトボールの日	上伊那地区野球協会	令和7年11月22日(土)	伊那ニッパツスタジアム	承認	
後援	7-117	駒ヶ根マンドリーノ 第44回定期演奏会～Team51～	駒ヶ根マンドリーノ	令和7年11月22日(土)	飯島町文化館	承認	
後援	7-118	ものづくりワークショップ	教育NPO Seven Swell	令和7年11月22日～12月12日	羽場公民館、いなせ生涯学習センター、市民交流活性化センター、オンライン	承認	新規
後援	7-119	FRESCOBALLALPS 12月体験会	FRESCOBALL ALPS	令和7年12月13日(土)	おもしろかつば館 かつば広場	承認	
後援	7-120	令和7年度上伊那圏域発達障がい診療地域連絡会(研修会)	長野県伊那保健福祉事務所	令和8年1月14日(水)	赤穂公民館(地域交流センター) ホール	承認	新規
後援	7-121	令和7年度 サンスポート 駒ヶ根アクアカーニバル	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和7年12月21日(日)	長野県看護大学 プール棟	承認	

共催 0件
 後援 6件
 協賛 0件
 6件

〔うち新規
 2件〕

承認 6件
 不承認 0件
 協議中 0件
 6件